

消費者被害注意報 No. 82

新元号への改元に乗じた消費者トラブルにご注意！

事例1 留守中に業者から「天皇陛下の記念アルバムを買わないか」と勧誘電話があった。対応した妻は「夫が不在なのでかけ直してほしい」と伝えた。

しかし後日、アルバムが代金引換で配送され、家族が支払いをして受け取ってしまった。購入する気がないので返品したい。



事例2 実在する団体名で「元号の改元による銀行法改正について」という書類が届いた。「キャッシュカードを不正操作防止機能のついたものに交換するため、『変更申込書』に暗証番号等を記入して、キャッシュカードとともに、返信用封筒で返送してください。」と書いてあった。

公的機関の正規な書類だと思い込み、個人情報等を記載して返送してしまった。

《相談員のアドバイス》

- ・天皇陛下の退位に乗じてアルバムなどの購入を持ちかけられた、注文したつもりがないのに商品が届いた等の相談が寄せられています。また、銀行協会等を装い、改元を理由に暗証番号等を記載させ、キャッシュカードをだまし取ろうとする手口が確認されています。
- ・電話勧誘販売に該当する場合、法定書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフができます。
- ・事業者団体や銀行等の金融機関が暗証番号を尋ねたり、キャッシュカードを送るように指示することは一切ありません。

被害にあわないために



- 購入する意思がない場合は「いりません。」「購入しません。」ときっぱり伝えましょう。また、注文していない商品が届いた場合は、代金を支払わず受取り拒否をしましょう。
- 送り付け商法では代引きが多く利用されますが、支払後に事業者との連絡が取れなくなる場合もあります。「誰が注文したかわからない荷物は受け取らない。」というルールを家族で作っておくのも一つの方法です。
- 「改元に伴い手続きが必要。」などと言って、電話、訪問や書類の送付があったとしても、絶対に口座情報や暗証番号を教えたり、キャッシュカードや現金を渡したりしないでください。

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ！

相談専用電話 ☎043-207-3000

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く